

平成27年度 幼児施設入園児募集！



平成27年度(平成27年4月入園)の幼児施設の入園児を募集します。

来年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、幼稚園・保育園を利用する場合、3つの区分による認定を受ける必要があります(表1)。認定申請は、入園申し込みと合わせて手続きすることになります。

認定申請書・入園申込書は、各施設または町教育委員会に備えてある関係書類を添えて、入園を希望する施設に直接提出してください。なお現在入園中の園児で、引き続き利用を希望される場合

も認定申請が必要になりますので、手続きをお願いします。

詳しくは、11月下旬に行政区回覧でお知らせします。

◆募集期間

12月1日(月)から12月22日(月)まで

◆募集施設および入園に必要な書類

次ページ表2のとおり

☎各施設または教育委員会教育課

☎72-6780

表1. 支給認定

認定区分	利用できる施設	要件
1号認定	幼稚園 (小野町では4歳・5歳児の募集となります)	子供が満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定	保育園	子供が満3歳以上で保育が必要な事由に当てはまり、保育を希望する場合
3号認定		子供が満3歳未満で保育が必要な事由に当てはまり、保育を希望する場合

※保育を必要とする事由

下記の1～11のいずれかの事由に該当すること。

1【**家庭外労働**】フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労などすべて
児童の親が家庭の外で仕事をしているため、児童の保育を必要とする場合

2【**家庭内労働**】
児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているため、児童の保育を必要とする場合

3【**母親の出産など**】
妊娠中や出産前後の間、児童の保育を必要とする場合

4【**保護者の疾病、障がい**】
児童の親が病気、負傷、心身に障がいがあるために、児童の保育を必要とする場合

5【**同居または長期入院などしている親族の介護・看護**】
親などが同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護にあっているために、児童の保育を必要とする場合

6【**災害復旧**】
火災、風水害、地震などの不幸があり、その家屋を失ったり破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育を必要とする場合

7【**求職活動**】起業準備を含む
児童の親が日中求職活動をしているため、児童の保育を必要とする場合

8【**就学**】職業訓練校などにおける職業訓練を含む
児童の親が就学や技能習得・職業訓練をしているため、児童の保育を必要とする場合

9【**虐待やDVのおそれがあること**】
虐待やDVのおそれがあるため、児童が保育園などでの保育を必要とする場合

10【**育児休業取得時に、すでに保育を利用している子供の継続利用が必要な場合**】
育児休業取得時に、すでに保育園などを利用している児童が継続して保育の利用を必要とする場合

11【**その他**】
その他、前各号と同様な状態にある場合

